

H19.4.2~H21.10.1生まれの者(実施規則附則4条の対象者)が<u>9歳に至った後の対応</u>(H28.4月1日以降) ※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

① 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計1回の接種を受けた者



